

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律

(平成一五年三月三十一日法律第一四号)

一、提案理由(平成一五年三月一九日・衆議院農林水産委員会)

大島国務大臣 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法は、北洋における外国政府による漁業水域の設定等に伴う水産加工原材料の供給事情の著しい変化にかんがみ、これに即応して行われる水産加工施設の改良等に必要な長期かつ低利の資金の貸し付けを行うことを目的として、昭和五十二年に制定されたものであります。

その後、昭和六十年代に入ってからのも二百海里体制の強化及び水産加工品の輸入の増大に対処するため、昭和六十三年の改正により、水産加工業の体質を強化するための研究開発等に必要な資金についても貸し付けを行うこととされたところであります。

この間、政府といたしましては、同法に基づき、我が国近海の低利用資源の食用水産加工品の原材料としての有効利用と、新製品、新技術の開発導入等による水産加工業の体質強化の促進に努めてきたところであります。

同法は、本年三月三十一日限りでその効力を失うこととされておりますが、最近における水産加工業を取り巻く状況を見ますと、国際的な水産資源の保存及び管理のための措置の強化に加え、我が国の排他的経済水域等における水産資源の著しい減少に伴い、水産加工品の原材料の供給事情がさらに悪化するとともに、水産加工品の輸入も引き続き増加する傾向にあります。

このような状況にかんがみ、引き続き、水産加工施設の改良や新製品、新技術の開発導入等に必要な資金の貸し付けを行うため、同法の有効期限を五年間延長し平成二十年三月三十一日までとするとともに、新たに、水産加工施設の利用のための特別の費用の支出等に必要な資金の貸し付けが行えるよう、所要の規定の整備を行うこととした次第であります。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(平成一五年三月二 日)

小平忠正君 ただいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。

まず初めに、内閣提出の法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案は、近年における水産加工業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、法律の有効期限を平成二十年三月三十一日まで五年間延長するとともに、水産加工資金の貸付対象を拡充する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、昨十九日大島農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、本

日質疑を行い、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

……………（略）……………

三、参議院農林水産委員長報告（平成一五年三月二八日）

三浦一水君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案は、原材料の供給事情の悪化及び水産加工品の輸入増加に対処するため、法律の有効期限を平成二十年三月三十一日まで五年間延長し、引き続き農林漁業金融公庫が長期低利の融資を行うことができるようにするものであります。

委員会におきましては、水産加工業の基礎強化対策、水産物の安全、安心の確保と水産医薬品の使用の適正化、水産加工業と漁業の連携促進による国産原料魚の安定供給等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。